

令和8年度リトリートぐんまプロモーション業務委託仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、群馬県（以下「県」という。）が発注する「令和8年度リトリートぐんまプロモーション業務委託」（以下「業務」という。）の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

2. 業務名

令和8年度リトリートぐんまプロモーション

3. 業務目的

「リトリート」とは、忙しい日常から離れ、ゆったり心と身体を癒やし、自分をリセットする過ごし方である。都心からアクセスが良い群馬県は、癒やしの「温泉」、豊かな「自然」、新鮮な「食」など、リトリートに最適な場所である。本事業では、メインターゲットである首都圏在住の20～40代男女を中心に幅広い層に向け、群馬県で体験できるリトリートの魅力を発信する。体験をより身近に感じられるような多角的なアプローチを展開することにより、「リトリートといえば群馬県」というイメージの定着を図り、群馬県へのリトリートの興味・関心の喚起及び来訪意欲の向上につなげることを目的とする。

【キャッチコピー】

おかえり、本当のわたし。

【ロゴ】



【リトリートぐんま過去制作動画】

- ・前編 full ver. https://www.youtube.com/watch?v=LkULxih_pGo
- ・後編 full ver. <https://www.youtube.com/watch?v=aMGS9EV6GEo>
- ・前編 30秒 ver. <https://youtu.be/TTbcwbnZsAw>
- ・後編 30秒 ver. https://youtu.be/LVhGty_16fU
- ・前編 15秒 ver. <https://youtu.be/71OEXIbpzK8>
- ・後編 15秒 ver. <https://youtu.be/kKTtoPvmB0Y>
- ・無音 30秒 ver. <https://youtu.be/9RIbnDaJRCY>

【WEB サイト リトリートぐんま】

- ・ <https://retreat.gunma-kanko.jp/>

4. 業務内容

受託者は、本業務の目的及び本県の魅力を理解し、全ての業務を統一的なイメージをもって行うものとし、業務遂行における全ての過程において、群馬県観光リトリート推進課と打合せ等を密に行うものとする。また、撮影には可能な限り群馬県が同行することを想定し、群馬県と調整を行うこと。

(1) インフルエンサーによるモニターツアー

インフルエンサーを招聘し、群馬県でリトリートを体験するモニターツアーを実施し、その様子を SNS 等で発信する。

群馬ならではのリトリートの魅力を広く発信し、来訪促進につなげることを目的とする。

① モニターツアー内容について

- ・モニターツアーの内容は、1泊2日でリトリートを体験できるコースを設定すること。
- ・コースの設定に当たっては、インフルエンサーの意見を取り入れ、インフルエンサーの個性や感性を生かした内容とすること。なお、最終的なコース内容は県と協議の上、決定すること。

② インフルエンサーについて

- ・インフルエンサーが所有するアカウントにおいて発信を行うこと。なお、発信媒体は SNS とし、Instagram、YouTube 等、媒体の種類は問わない。
- ・旅行、観光、ライフスタイル等の発信に長けており、ぐんまのリトリート旅を発信するのにふさわしい人物を起用すること。
- ・起用するインフルエンサーの候補者、人数、発信媒体、投稿数及び投稿方法については、効果的な PR となるよう具体的に提案すること。あわせて、各インフルエンサーのフォロワー数を明示すること。

③ 自由提案

上記のほか、県公式 Instagram「リトリートぐんま」に掲載するコンテンツの制作が可能な場合は、併せて提案すること。

④ その他

- ・起用するインフルエンサーは実現性のある人を提案すること。
- ・再生回数、視聴回数等の目標 KPI を設定すること。
- ・本モニターツアーで設定したコース内容については、リトリートのモデルコースとして、県公式 WEB サイト「リトリートぐんま」に掲載する場合がある。
- ・撮影に係る費用（使用料、出演料、謝礼金等）は受託者の負担とすること。
- ・撮影に係る出演者及び撮影場所の調整は、受託者において実施すること。
- ・インフルエンサーによる投稿内容については、公開前に県の確認を受けること。

(2) リトリートぐんま PR ショート動画

群馬県内で体験できる魅力的なリトリートコンテンツについて、SNS等での拡散を目的とした30秒程度の縦型ショート動画を制作する。動画は、視聴者の関心を喚起し、実際の来訪や体験につながることを目指し、高い訴求力と独創性を備えた企画とすること。

①動画について

- ・動画内容：「リトリートぐんま」を効果的にPRすることができるスポットや体験を紹介する動画とすること。

制作する動画の企画書を事前に提出し、群馬県と内容について調整を行うこと。企画書には、全ての動画ごとにテーマ（ねらい）、そのテーマを設定した理由、撮影場所及びモデル等動画の詳細を記載すること。本事業の企画提案書の段階においては、最低10事例以上記載すること。撮影候補地については、可能な限り詳細に記載されることが望ましい。

撮影候補地に制限はないが、群馬県内全域を広く扱うことが望ましい。ただし明確な意図・企画を持って特定の地域を重点的に取り扱うことを妨げない。また、季節についても偏りが無いよう、年間を通じてバランスよく扱うこと。

- ・動画規格：30秒程度の縦型ショート動画
- ・制作本数：40本以上とし、うち2本は(3)で使用する広告配信用動画として制作すること。
- ・人物（モデル）の起用：制作する動画のうち、10本以上は人物（モデル）を起用した内容とすること（人数は問わない）。実際の体験の様子や利用イメージが伝わる構成とすること。
- ・発信媒体：Instagram「リトリートぐんま」(https://www.instagram.com/retreat_gunma/)
YouTube「tsulunos」(<https://www.youtube.com/c/tsulunos>)
WEBサイト「リトリートぐんま」(<https://retreat.gunma-kanko.jp/>)
- ・使用する素材は、受託者において新たに撮影することを基本とする。撮影に係る費用（使用料等）は受託者の負担とすること。
- ・撮影場所の調整は受託者において行うこと。

②自由提案

上記動画制作のほか、Instagram「リトリートぐんま」の情報発信効果の向上につながるコンテンツ制作（静止画等）が可能な場合は、併せて提案すること。

③その他

- ・再生回数の目標KPIを設定すること。
- ・目標再生回数のために(3)の広告配信を行うほか、自然流入による数値獲得のための工夫を怠らないこと。
- ・企画提案の提出時に、過去に制作した動画を2本以上提出すること。動画は、観光、体験、ライフスタイル等、本業務と親和性の高い内容であること。
- ・本業務により制作した動画については、県が広報及び観光プロモーション等の目的で二次利用できるものとする。

(3) SNS 広告配信

SNS 広告配信を実施すること。

- ・ 配信内容：(2)において制作する動画を活用した広告配信とすること。
- ・ 配信媒体：Instagram、YouTube
- ・ 配信期間：効果的に PR できる期間を提案すること。
- ・ 配信地域：首都圏
- ・ KPI の設定：広告配信に係る目標 KPI を設定し、提案すること。

(4) プロモーション活動の助言・提案、実施状況の報告

①県に対し、プロモーション活動についての助言・提案を行うこと。

②定期的（月1回程度）に実施状況を報告すること。業務の実施状況報告については、次のア、イの事項を含む資料を必要に応じて作成したうえで、報告すること。

ア. 露出記事等のクリッピング・一覧表（広告換算含む）

イ. その他活動内容が分かる資料

5. 成果目標と付帯提案

(1)業務の成果目標を設定し、企画提案書に記載すること。

(2)事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、本仕様書に記載のない事項であっても、新たな提案を妨げるものではない。

6. 委託期間（履行期限）

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

7. 業務完了報告

(1)納入成果物

業務完了後速やかに、次に掲げる書類について、紙媒体または電子データにて提出すること。

①実績報告書

受託者は、業務完了後、速やかに以下ア、イの内容を含む業務実績報告書を提出すること。

ア. 施策結果を定量的・定性的に分析したもの

イ. 課題点を踏まえ、今後「リトリート＝群馬県」のイメージの定着及び、群馬県へのリトリートの興味・関心を喚起し、実際の来県・リトリート体験の増加につなげるための効果的な施策・方向性の提案

②その他業務実績内容の説明に必要と思われる書類一式

③新たに動画や画像を編集・制作した場合はそのデータ一式

(2)提出場所

群馬県産業経済部戦略セールス局観光リトリート推進課

8. 見積上限額

12,584,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

9. 特記事項

- (1)業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、県の承諾なしに、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
- (2)受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (3)業務の処理にあたり発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要を生じた経費は、受託者が負担する。
- (4)業務にあたり、著作権の手続きが必要な場合、必ず了承を得て提出すること。仮に第三者から権利侵害、損害賠償等の主張がなされたとしても、受託者が自らの責任で対処することとし、県は一切の責任を負うものではない。成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。申立を受けた場合、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること
- (5)本業務の履行に伴い発生する全著作物（第三者があらかじめ著作権を保有しているものを除く。）に関する一切の権利は、県に帰属すること。

10. その他

- (1)委託期間中及び委託期間の終了後において、県が必要と認める場合は、受託者に対し、この業務に関し必要な報告を求めることができる。
- (2)本仕様書はプロポーザル用であり、受託候補者とは内容を別途協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。
- (3)本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議し、これを解決する。
- (4)著しい経済情勢の変動等により、本業務の一部又は全部の実施が困難となったとき、その準備行為を含めた本業務に要した費用の実支出額と契約金額のいずれか低い額を県が受託者に支払うべき額とする。
- (5)本業務は国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用したものであり、業務で使用した帳票類は翌年度から5年間保管すること。
- (6)県は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。